

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

マイカー通勤中の事故

Q：私は、マイカーでの出勤途中に交通事故に遭いました。通勤にマイカーを使うことは、会社で禁止されているので、この場合は通勤災害として認められないのでしょうか。

A：マイカー通勤が会社で禁止されていても、その経路が合理的なものであれば、通勤災害として認められます。

【解説】

通勤災害として保険給付の対象となるかどうかは、「労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復すること」という条件に合致しているかどうかによって判断されるものであって、会社が経路や方法について禁止しているかどうかによるわけではありません。

合理的な経路とは、会社に届け出ているような鉄道、バスなどの通常利用する経路及びこれに代替する経路とされています。

次に、合理的な方法ですが、鉄道、バスを利用する場合、自動車、自転車などを本来の用法に従って使用する場合、徒歩の場合など、通常用いられる交通方法は、その労働者が平常用いているかどうかにかかわらず、一般に合理的な方法と認められます。

ご質問の場合も、自宅と会社との間の経路が合理的なものであるかぎり、自動車による通勤も一般的に用いられる交通手段といわざるをえませんが、たまたま会社が禁止しているからといって、これを通勤行為ではないとすることはできませんので、通勤災害として認められることになります。

